

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第 2 条、第 5 条関係)			別表(第 2 条、第 5 条関係)		
区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額	区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額
(略)	(略)	旅費条例による 8 級職相当額	(略)	(略)	旅費条例による 8 級職相当額
学校薬剤師	年額 117,000		学校薬剤師	年額 117,000	
(略)	(略)	(略)	いじめ等に関する重大事態 発生時調査委員会委員	日額 20,000	(略)
			(略)	(略)	

豊明市税条例（昭和47年条例第44号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（市民税の納税義務者等） 第25条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第３号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、第２号及び第４号の者に対しては均等割額<u>によって</u>、第５号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。 （１）～（５）　略 ２　略 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人与みなしてこの節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第26条　略 （１）　略 （２）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>1,250,000円</u>を超える場合を除く。） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が320,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親	（市民税の納税義務者等） 第25条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第３号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、第２号及び第４号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第５号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。 （１）～（５）　略 ２　略 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人与みなしてこの節<u>（第46条第10項から第12項までを除く。）</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第26条　略 （１）　略 （２）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>1,350,000円</u>を超える場合を除く。） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が320,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親

族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____

（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を_____

_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第33条の6 所得割の納税義務者

_____については、その者の第33条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額_____

（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第33条の6 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第33条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（市民税の申告）

第35条の2 第25条第1項第1号の者_____は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____

_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又は

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（市民税の申告）

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により_____給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又は

これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

（法人の市民税の申告納付）

第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

（法人の市民税の申告納付）

第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方

(市たばこ税の納税義務者等)

税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法
その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わ
なければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項
が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又
はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構
の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイ
ルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみな
す。

（製造たばこの区分）

第84条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用
品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるも
のとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第84条 略

第85条 略

(たばこ税の課税標準)

第86条 たばこ税の課税標準は、第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定め

第84条の2 略

第85条 略

(製造たばことみなす場合)

第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め

る重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2～3 略	略

る重量をもって紙巻たばこ_____の1本に換算するものとする。_____

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2～3 略	略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合
計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1
グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2
で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻
たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の_____計算は、
第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売価格に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における_____計算は、
売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 4 前項の計算に関し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量_____に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等
_____に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、

第88条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は4分の3と

第88条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額

(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4分の3と

する。

5 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 (略)

12 (略)

する。

4 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

5 (略)

6 (略)

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 (略)

16 (略)

13 (略)

14 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

17 (略)

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） 略 4～10 略 附則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 16 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 17 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。	（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） 略 4～10 略 附則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 16 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 18 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は0とする。

豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）及び（2） 略 （3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略	（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）及び（2） 略 （3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略

4～10 略

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、千本につき5,692円とする

4～10 略

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、千本につき6,122円とする

豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）及び（2） 略 （3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める</u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略	（たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）及び（2） 略 （3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 略

（たばこ税の税率）

第87条 たばこ税の税率は、千本につき6,122円とする。

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法_____第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 略

（たばこ税の税率）

第87条 たばこ税の税率は、千本につき6,552円とする。

豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
（製造たばことみなす場合） 第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第2号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて	（製造たばことみなす場合） 第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>_____に掲げる方法により換算した _____

計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 及び (3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計

紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 及び (2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 _____ における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計

額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 略

豊明市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成30年条例第 号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
附則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 千本につき4,000円 3 略 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第84条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したも	附則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>豊明市税条例</u>第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 千本につき4,000円 3 略 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>豊明市税条例第84条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したも

のとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の

のとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の

税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（特例対象被保険者等に係る申告） 第24条の2 （略） 2 前項の<u>申告書を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類_____を提示しなければならない。	（特例対象被保険者等に係る申告） 第24条の2 （略） 2 前項の<u>申告書の提出に当たり</u>____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類<u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u>

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（受給資格者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者 としない。 （1） （略） （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による 医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律 施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあ る65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条 第2号_____に該当する者として認定を受けるた めの申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。） （3）～（7） （略） 3 （略）	（受給資格者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者 としない。 （1） （略） （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による 医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律 施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあ る65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条 第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるた めの申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。） （3）～（7） （略） 3 （略）

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの 心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ ならない。 （1） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。 以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連 携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（認定こども園法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき主 務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及 び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2） 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認 定を受けた施設及び同条第 9 項の規定による公示がされたものに 限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項 （3） ・ （4） （略） 2 （略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの 心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ ならない。 （1） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。 以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連 携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（認定こども園法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき主 務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及 び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2） 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認 定を受けた施設及び同条第 1 1 項の規定による公示がされたものに 限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項 （3） ・ （4） （略） 2 （略）

豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____ _____ （6）～（9） （略） 4・5 （略）	（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者）</u> （6）～（9） （略） <u>（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者</u> 4・5 （略）

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（保険料率） 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5） （略） （6） 次のいずれかに該当する者 79,400円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） _____ _____ _____ _____ _____が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第1	（保険料率） 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5） （略） （6） 次のいずれかに該当する者 79,400円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） <u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第1

2号イに該当する者を除く。) (7)～(13) (略) 2 (略)	2号イに該当する者を除く。) (7)～(13) (略) 2 (略)
---	---

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（保険料率） 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5） （略） （6） 次のいずれかに該当する者 79,400円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第1	（保険料率） 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5） （略） （6） （略） ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第1

2号イに該当する者を除く。) (7)～(13) (略) 2 (略)	2号イに該当する者を除く。) (7)～(13) (略) 2 (略)
---	---

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年条例第84号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>同法第36条</u>において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第<u>36条</u>において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し	（損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>これらの規定を同法第36条第8項</u>において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第<u>36条第8項</u>において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し

たことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については3 3 3 円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき2 6 7 円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については3 3 3 円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき2 1 7 円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については3 0 0 円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

たことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき2 1 7 円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき_____ 3 3 3 円 _____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)
4 (略)	4 (略)